

全国がん登録 平成30年度の予定

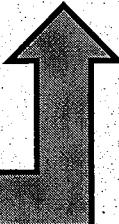
○2017年症例の届出受付・登録業務

○指定診療所の募集(11月頃)

○遡り調査の実施(9～10月)

○全国がん登録情報のデータ利用の開始(平成31年1月～)

国より利用と提供のマニュアルの発出(平成30年3月頃)



第1回がん登録等部会(平成30年5～6月頃)

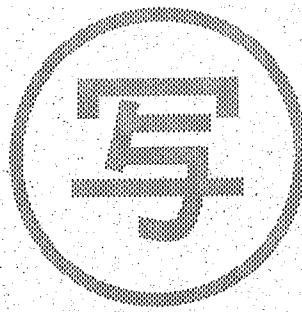
- ・マニュアルの内容について(情報提供)提供
- ・提供についての事務(がん登録推進法第24条第1項第2号)の委任(諮問答申)



第2回がん登録等部会(平成30年秋頃)

- ・事務処理要綱について(マニュアルの別添として審査基準が策定される予定)
- ・申出文書の内容審査について(マニュアルの別添として審査基準が策定される予定)

第3回がん登録等部会(平成31年1月以降)
申出文書の内容審査の実施



健第3204号
平成27年12月25日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター総長様

大阪府知事

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第24条第1項の規定による指定と権限及び事務の委任について（通知）

がん登録等の推進に関する法律第24条第1項による都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として貴機関を指定するとともに、下記のとおり知事の権限及び事務を委任します。

記

1 委任する都道府県知事の権限及び事務

がん登録等の推進に関する法律第24条第1項第1号及び第3号に規定する事務

2 委任日 平成28年1月1日

3 その他 委任する権限及び事務の具体的な内容や必要となる経費等については、別途、事業年度毎に締結する委託契約において定めるものとします。

担当者連絡先

大阪府健康医療部 保健医療室

健康づくり課 がん対策グループ 佐藤・橋田

電話：06-6944-9163

FAX：06-6941-6606

Eメール：SatoRu@mbox.pref.osaka.lg.jp

都道府県知事の権限及び事務の委任について

がん登録等の推進に関する法律

(都道府県知事の権限及び事務の委任)

第 24 条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行つのにふさわしい者として政令で定める者に、これら の権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第 6 条第 1 項【病院等による届出の受付】、第 8 条【審査等及び提出】、第 10 条第 2 項【厚労大臣通知に基づく調査・報告】、第 13 条第 2 項【死亡者情報票との照合のための調査】及び第 16 条【協力の要請】に規定する権限及び事務
 - 二 第 18 条第 1 項【がん情報等の利用等】、第 19 条第 1 項【市町村等への提供】、第 20 条【病院等への提供】並びに第 21 条第 8 項【研究者への提供】及び第 9 項【研究者への匿名化情報の提供等】の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第 18 条第 3 号の規定により同項第 2 号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）
 - 三 第 22 条第 1 項【都道府県がんデータベースの整備】及び第 3 項【匿名化又は消去】に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）
- 2 前項の規定により第 10 条第 2 項又は第 13 条第 2 項の事務の委任が行われた場合には、第 10 条第 1 項又は第 13 条第 1 項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第 24 条第 1 項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

がん登録等の推進に関する法律施行令

(都道府県知事の権限及び事務を行つのにふさわしい者)

第 8 条 法第 24 条第一項の政令で定める者は、都道府県知事が法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

- 2 第 6 条第 3 項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

⇒ あらかじめ、法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

附則
(準備行為)

第 3 条 都道府県知事は、第八条第一項の規定による指定を行おうとするときは、施行日前においても、法第 18 条第 2 項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。

がん登録等の推進に関する法律に基づく審議会等の設置について

1 設置の趣旨

「がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）」（以下「法律」という。）において、法令等に定める事項については、法律第 18 条第 3 項に基づく審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の意見を聞かなければならないとされている。

大阪府においては、厚生労働省疑義解釈（H27.10.13）により、審議会等については、必ずしも新たに立ち上げる必要がなく、既存組織の活用も可能とされていることから、大阪府がん対策推進条例 17 条に基づき設置している「大阪府がん対策推進協議会がん登録等部会」を審議会等に位置づけ、活用する。

2 審議事項

- (1) がん登録等の情報の利用及び提供
- (2) 都道府県がんデータベース
- (3) 知事の権限及び事務の委任

3 委員について

部会では、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報の保護に関する学識経験のある者（法律第 18 条第 3 項）、がん罹患経験者等により構成する。